

平成29年 教育委員会第18回定例会 会議録

日 時 平成29年10月24日（火）

午後 3 時02分～午後 3 時56分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

（１）『議案第30号』千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程の制定

（２）『議案第31号』千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【学務課】

（１）学校保健大会の開催

（２）平成30年度入学 区立中学校の学校選択状況

【指導課】

（１）平成29年 特別区人事委員会勧告の概要

（２）いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成29年 9 月末の報告）

第 3 その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（11月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏

学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（０名）

欠席職員（０名）

書記（２名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

坂田教育長	ただいまから、第18回の教育委員会定例会を開催させていただきます。 まず、開会に先立ちまして、本日、傍聴の方がお見えでございます。傍聴を許可することをご報告しておきたいと思います。よろしいでしょうか。 （了 承）
坂田教育長	それでは、開会いたします。 本日、欠席はございません。 今回の署名委員は、中川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
中川委員	はい。
坂田教育長	本日の議題に入る前に、事務局からご報告がございます。 子ども総務課長、よろしくお願いします。
子ども総務課長	それでは、ご報告申し上げます。 先日10月16日に開催されました区議会本会議におきまして、坂田融朗氏と長崎夢地氏が任命の同意を経て、それぞれ、教育長と教育委員に任命されました。任期は、坂田教育長が平成29年10月19日から平成32年10月18日までの3年間、長崎委員が平成29年10月17日から平成33年10月16日までの4年間でございます。 なお、坂田教育長が就任されました10月19日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う新教育委員会制度へ移行いたしました。これにより、教育委員長の職が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長のもとで、今後、教育委員会運営を行っていくこととなります。教育委員会の会議も、教育長が主催することとなっておりますので、本日の会議から教育長が司会をさせていただきます。
坂田教育長	ありがとうございました。 そういうことで、新教育委員会制度の出発ということになります。 それでは、まず、新たに就任をされました、もちろん私もそうですが、長崎委員から一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

長 崎 委 員	座ったままで失礼します。長崎夢地と申します。保護者委員ということで、今、娘が中学2年生と、あと、息子が小学校5年生、下の娘が小学校3年生、3人の子どもが千代田区にお世話になっております。まだまだ、本当にこういうところで私が発言するとは思ってもいなくて、本当にできるのかなと、今は不安しかないですけれども、精いっぱいやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
坂 田 教 育 長	どうもありがとうございます。これからよろしくお願いいたします。 引き続きという大変ですが、私も、今般、教育長に就任させていただきしたので、一言ご挨拶をさせていただきます。 正直申しますと、今、長崎委員が言われたように、できるのかなという不安でいっぱいでございます。私も、この区役所に勤めて35年余りになりますけれども、教育行政につきましては、社会教育がまだ教育委員会にあったときに、今も一部はありますが、九段社会教育会館、あそこで生涯学習ということで、3年ほどおりました。庁舎から少し離れたところで、社会教育のほうをやっておりました。もう一回は、ただいままさに子ども総務課長としていらっしゃる安田参事と同じ立場で、これももう、8年前になりますけれども、1年間だけ子ども総務課長をやらせていただいたという、子育て教育の分野につきましては、その限りの経験しかございません。しかしながら、今般こういう立場になりましたので、一生懸命勉強をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 とりわけ、千代田区につきましては、教育委員会子ども部という組織の中で、0歳から18歳までの子どもたちの育ち、または、あわせてそれにかかわる親御さんたちの支援をしています。それぞれの保育園なり学校なりという、それぞれの機関にはいろいろな課題も多数ございます。そのことは外にいてもわかっていることではございますが、そういったさまざまな課題をクリアしながら、子どもの育ちというものを何とかスムーズに築いていきたいというふうに思いますので、皆様のご尽力、ご支援をいただきたいと思います。 また、この場できつと、もっと具体的な話を私のほうからも課題提示させていただきますので、お知恵を拝借したいというふうに思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。 続きまして、教育長職務代理者についてご報告をいたします。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長職務代理者は、教育長が教育委員の中からあらかじめ指定することとされております。この規定に基づきまして、中川委員を職務代理者として指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
中 川 委 員	よろしくお願いいたします。
坂 田 教 育 長	また、職務代理者が欠けた場合には、金丸委員にその職務を行っていただくことをご了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 以上のことについてご報告いたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第30号』千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程の制定

(2) 『議案第31号』千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

坂田 教育長

それでは、本日の日程に入りたいと思います。

日程第1、議案となります。議案第30号、千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程の制定についてということで、子ども総務課長より説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、ご説明いたします。

新たに制定をお願いいたしますこの訓令は、平成29年10月19日から新教育委員会制度への移行に伴いまして改正されました地教行法の第13条第2項において、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した教育委員がその職務を行うものとされております。しかしながら、教育委員は非常勤であるため、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者みずからが事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、改正地教行法第25条第4項の解釈により、職務代理者もその職務を教育委員会事務局職員に委任または臨時に代理させることが可能とされております。

また、改正法第13条第1項で規定されました教育長の職務について、「教育委員会の会務を総理」とありますのは、旧法において委員長の職務であった「教育委員会の会議を主宰」することのほか、「教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する」としてされております。これらを踏まえまして、「教育委員会の会議の主宰」を除く「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する」部分について、教育委員会事務局子ども部長に委任又は臨時代理させることができるようにするものでございます。

なお、前々回、9月26日の教育委員会で、同趣旨の規則の制定につきましてご協議をさせていただきましたが、委員の皆様から、地教行法の改正の趣旨との整合についてご指摘、ご意見を賜りましたので、事務局として改めて検討し直しまして、また、区における法規担当等とも相談をいたしまして、今回改めて議案として整理の上、ご提出をさせていただきました。

なお、先日のご協議の際には、教育委員会の会議の主宰を除く部分について、子ども部長へ委任できるという内容でございましたが、これでは旧制度で教育長が事務の一部を部長へ委任するとしていたのと余り相違がないといった考え方に基きまして、法律の条文に沿う形で臨時代理も可能とするなど、職務代理者の方の裁量が大きくなるような形で修正をいたしました。

また、具体的な臨時代理等ができる事務の内容についても明示をいたしました。実質的には、会議の主宰を除く部分という理解となろうかと思いますが、このような形とすることで、例えば参考におつけいたしました教育委員会専決規則の教育委員会の議決事項に関する内容について、教育委員会へ議案として提出する際の判断などは、教育長の専決事項を超えるということ、職務代理者の職務になるというように、職務代理者と臨時代理等を行う部長との役割の線引きについて、よりわかりやすくなるのではないかとこのように考えております。

なお、規定の形式といたしましては、地教行法の逐条解説、あるいは他自治体の例などに照らしまして、規則よりは一段下げた形で、訓令という形が適当というふうに判断したものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

坂田 教育長

説明を受けました。大変難しいですね。教育委員長という職がなくなって、私が委員会の運営も任されたという中で、私がいなくなった、欠けてしまったというときに、どなたが代理をするのかというような話です。日常的に私は、教育委員会事務局、これだけのメンバーがいて、そのメンバーと日々仕事のやりとりをしているという側面と、教育委員会の運営という側面と、両方持っているという中で、私が何かの事情でいなくなったときに、委員会としての、合議体としての権限、これは職務代理者たる中川委員にお願いしよう。日常的な業務の中での意思決定については、私の下におります部長にお願いをするというような切り分けをしたということですね。

子ども総務課長

はい。

坂田 教育長

というようなことですが、いかがでしょう。何かご意見、ご質問等がございましたら。

金 丸 委 員

前から幾つか議論があつて、それを踏まえて、今回また、事務局のほうでお考えいただいたので、これでいいと思っています。

一点、手続きをちょっと教えてください。もし仮に職務代理者が委任をする、もしくは臨時代理を決めるというとき、もちろん相手は子ども部長であることはもう、はっきりしているわけですが、これを書面で明らかにするというふうに理解すればよろしいのでしょうか。要するに、委任にしても、職務代理者の権限を与えるにしても、「できる」となっていますから、行為をしなければ、していないということになってしまいますので、したか、しないかを客観的な資料で残す必要があるのだらうと。そう考えると、やっぱり委任するというような文書を、代理者が渡すというような手続きをするという形で了解すればいいかどうかということです。

子ども総務課長

ただいまの金丸委員のご質問でございますが、職務代理者の方の委任あるいは臨時代理に当たっての手続きにつきましては、今、金丸委員がおっしゃいましたように、例えば書面で具体的に内容等を記載して、執行していただくといった形が、一番形としても残るということで、望ましいというふうに思っております。もしそういった場合には、事務局のほうでそういった書式に

坂田教育長	についてはご用意させていただきたいと思っております。 いつからということは間違いなく、いつから権限をとすることはせざるを得ないと思います。そういう意味では、書面で残すということは当然のことになりますね。 ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。 (な し)
坂田教育長	それでは、ただいまの議案第30号につきまして、採決をいたします。 賛成の方の挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
坂田教育長	賛成、全員ですので、議案第30号は原案どおり決定するということになりました。 では、続きまして、議案第31号、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。 引き続き総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、議案第31号、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。 こちらの改正につきましては、ただいまご議決を賜りました議案第30号、こちらの内容と整合をとる形で、会議規則の一部につきまして、これまで、「教育委員会事務局の職員に委任することができる」といった文言だけでありました箇所に、「委任又は臨時に代理させることができる」といった文言を追加するというものでございます。 ご説明は以上でございます。
坂田教育長	ありがとうございました。 第30号に関連しての規定整備ということでございますけれども、よろしいでしょうか。 (了 承)
坂田教育長	それでは、これも議案でございますので、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
坂田教育長	はい。賛成、全員ですので、議案第31号は決定をしたということでございます。よろしく、どうぞお願いいたします。

◎日程第2 報告

学務課

(1) 学校保健大会の開催

(2) 平成30年度入学 区立中学校の学校選択状況

指導課

(1) 平成29年 特別区人事委員会勧告の概要

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成29年9月末の報告）

坂田教育長	引き続きまして、日程第2、報告事項に入ります。よろしいでしょうか。 それでは、まず、日程第2の1つ目、学校保健大会の開催についてでございます。学務課長より説明をお願いします。
学務課長	資料をごらんになっていただきたいと思います。 平成29年度千代田区学校保健大会開催要項をお示しさせていただいております。 こちらの趣旨でございますけど、千代田区における学校保健、学校給食の充実を図り、幼児・児童・生徒の健康づくりを推進し、その実績と成果を集大成し、健康教育の充実と発展に資するということでございます、主催は千代田区学校保健会でございます。 今年度、大会につきましては、日時でございますように、11月11日土曜日、時間は午後2時から4時、受け付けは1時半からでございます。会場はいきいきプラザ一番町「カスケードホール」で開催させていただきます。 参加者は、学校医及び幼稚園医、学校薬剤師及び幼稚園薬剤師、幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校教職員、児童館・保育園職員、PTAとなっております。 大会の次第はこちらにございます内容となっております。 当日は、29年度の表彰式ということで、学校保健功労者表彰を開催させていただく予定でございます、被表彰者が4名でございます。 あわせて、当日は研究発表ということで、本年度は、学校保健会には部会が幾つかあるのですが、学校薬剤師・幼稚園薬剤師部会、及び養護教諭部会からの研究発表がございます。 本日は、委員の皆様方、お手元に、別途、学校保健会の会長、大関ふじみこども園長より、それぞれの委員の皆様方には、本件大会の開催通知のご案内をお配りさせていただいておりますので、ご参加のほう、何とぞよろしくお願いいたします。 学校保健会の説明は以上でございます。
坂田教育長	ありがとうございました。 何かご質問、ご意見はございますでしょうか。わからないことがあればお尋ねください。
金丸委員	例年この保健会では、各学校の献立が一覧されて、お互いに切磋琢磨できるような形になっていましたよね。今後は例の標準献立をつくるということになると、ああいうものはなくなっていくということなののでしょうか。
学務課長	教育委員会にいたしましても、来年度以降、標準献立の導入を検討するということで以前ご報告させていただきましたが、標準献立はあくまでも標準献立ということで、それぞれ学校が特定の日にとどのメニューを活用するか、毎日同じメニューということではございませんので、これまでどおり、総会の際には、各学校それぞれの給食メニューを展示することが可能ではないかと思います。また、標準献立はあくまでも標準的なメニューということで、学校独自の学校行事及びその他いろいろな事業に即した形での独自のメ

坂田教育長
学務課長

ニューで給食を提供することも可能となつてございますので、そういったことも反映できるような展示ができるものと考えてございます。

ほかにございますか。

今、表彰者、功労者名簿が別ファイルでございましたので、出させていただきます。ご参考までにごらんいただきたいと思います。

坂田教育長

これは、毎年のことなのですね。わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。この報告事項について。

(な し)

坂田教育長

では、1件目の学校保健大会についてはそういうことでございますので、ご参加いただきたいと思います。

次に、平成30年度の入学、区立中学校の学校選択状況について、学務課長から報告を願います。

学務課長

千代田区立中学校学校選択の状況（中間報告）ということで、本日ご報告させていただきます。

千代田区立の中学校におきましては、平成15年度から学校選択制を採用してございます。今回、来年度の入学に向けて、区内の6年生の方に区立の中学校の選択を募ったところ、10月16日現在でございますが、ごらんのとおり、麴町中学校におきましては256名、神田一橋中学校におきましては68名の選択をされてございます。

これはあくまでも中間報告ということで、下のほうをごらんになっていただければと思いますが、選択の申請書をお送りした数が421名、先ほど報告しましたとおりの状況になってございます。けれども、まだ未回答者が50名ほど、約12%ほどおりますので、最終的な状況ではございませんし、今現在このように選択はされておりますが、最終的には九段中等教育学校の受検があり、または私立、国立等の受験があり、そういった形で最終的には多少生徒数は変わってくる可能性はございます。

あわせて、過去4年分の中間報告の状況の数字を参考までにお示しさせていただきます。

あわせて、席上に、もう既に教育委員会のほうにはご報告させていただきましたが、今年度、学校選択のために教育委員会が作成しました各学校のご案内パンフレットも再度お配りさせていただいております。こういったものを各ご家庭のほうにお配りさせていただいて、選択をしていただいているという状況でございます。

説明は以上でございます。

坂田教育長

そういうことでございますが、どうでしょう。何かご意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

金丸委員

今回こう見たときに、やっぱり神田一橋がかなり少ないというイメージを、イメージですけど、持たざるを得ないかなと。そのイメージの裏側で、神田一橋の特色、従前はIT教育と言っていましたけれども、IT教育は各

学校にどんどん浸透しているので、ＩＴ教育が特色だということは、特色としての訴え上げるには弱い状況になっているのかなと。

もう一つ、逆に、九段中等でも、一体これからどうあるべきなのかということを考えなければいけない時期。特にあそこでは、教員の確保の問題にも絡めて、大きな問題がある。そうすると、できれば、九段中等をつくったときに、検討委員会でそれぞれの特色を考えて、テーマを決めているかと思いますが、そういうような委員会を再度つくって、区立学校のあり方、それから九段中等のあり方の検討を、もう始めなければいけない時期になったのではないか、そんなような感じがいたします。

坂田教育長

ありがとうございます。

これについてはいかがですか。

中川委員。

中川委員

去年の段階で、一応は今後の九段中等についてということは出たことは出ましたよね。出てはいるのですけれども、やっぱり学校にどのような特色があるかということは、余りはっきりしていなかったように思いますし、神田一橋にしても、本当にいい教育をしているのにもかかわらず、校長先生も熱心にやっていらっしゃるし、それがちょっと、その年によって風評みたいなものがあり、変わってきてしまいますけれども、もうちょっと、本質を訴えるということは必要かなということは思います。

指導課長

今の両委員のおっしゃったような流れの中で、平成26年度に中等教育学校のあり方検討会を立ち上げまして、2年間越しで、ある一定程度の方向性を出しました。委員ご指摘のように、神田一橋中学校はＩＣＴ教育、そして麹町中学校は国際理解教育、そして九段中等はキャリア教育というような、それぞれメインテーマを上げまして、特色化を図ってまいりましたが、今般そのような内容だけではなくて、多面的にそれぞれがそれ以外の特色を示すということで、ここ数年、特色ある教育活動という予算を増額しました。各学校が特色ある活動ができるような予算的措置、そして裁量の幅というものを持たせて、今後も努力してまいりたいと思っておりますが、やはりこうした状況が生じている中で、さらにそうした取り組みを強化する、何らかの組織を立ち上げることも視野に入れ、今後検討してまいりたいと思います。

坂田教育長

ありがとうございました。

学務課長

補足です。先ほど説明をし忘れたことがございます。申しわけございません。

今回中間報告をさせていただきました。この中間報告につきましては、今週中を予定しておりますけれども、ホームページで公表させていただきます。その結果を踏まえて、こちらのパンフレットの4ページにもございますように、再度選択し直すチャンスが一度ございます。11月17日が期限でございますけれども、1回に限り選択校の変更申請をすることが可能となっております。

以上でございます。

坂田教育長
金丸委員

ほかに、金丸委員。

私の言葉が足りないので、誤解を与えたかもしれません。要するにもちろん各学校が努力されているということはよくわかっていますし、それなりの予算を与えていることもわかっているのですが、私の言っているのは、区としてそれぞれの学校がどのような方向に進むかという、細かいことではなくて、大きな方針というものをもう一回立てる必要がある時期になっているのではないかとというのが私の意見です。

坂田教育長

その点につきましても、私もまだ、これからちょっと勉強させていただきますけれども、公立の中学校でこれだけのいろいろな選択の違いも出てきているという中で、当初目指していた理念なり何なりが、この社会経済状況の変化の中で、どういうふうに変容していくのか、いっているのかも含めて、もう一回初心に立ち返って考えてみる必要がある。この時代背景の中でどうあるべきかということは、大きなところで押さえていくということは必要だろうなというふうに思います。

これ、今、中間報告ということですがけれども、きっと在籍数だって相当の開きが現実にはあるわけですね。ということになったときに、やはり根本的にちょっと見直さなければいけないなというふうに感じます。素直に感じるというところと、学校選択制という平成15年から始まっているということでございすけれども、これは他区でも同じような状況なのかわかりませんが、どこでも同じですか。自由に選べるのですか。

指導課長

ほぼ、ほとんどの区市町村において、中学校においては学校選択制が採用されております。

坂田教育長

ああ、そうですか。そうすると、ほかの自治体においても、極端な偏りが出てきているというようなところもあるのですか。

指導課長

はい。どの区市町村でも、そういった、いわゆる人気校みたいなのができてしまって、各学校長は特色化を目指しながら、地域の子どもたちが選択してくれるような取り組みを工夫していることが、一般的な状況でございます。

坂田教育長
中川委員

そうですか。わかりました。

学校選択制といっても、80名は九段中等に入学するわけよね。それを前提に後をどうするのか、先生方、校長先生たちは苦勞していらっしゃるし、いろいろな取り組みをしていらっしゃいますけれども、そういう中でどういう方向に行くかということはもう一回考えたほうがいいのではないかなとは思っていますね。

坂田教育長

はい。さまざまご意見を賜りました。もう一回足元を見直してみるといういいチャンスだと思いますので、そこは教育委員会事務局、もう一回検討体制を整えたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ほかにご質問、ご意見がございましたら、いかがですか、よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、ただいまの報告事項については終了とさせていただきます。

次に、次の報告案件に移ります。平成29年の特別区人事委員会勧告の概要につきまして、指導課長よりご報告願います。

指導課長

平成29年特別区人事委員会勧告の概要について、教育委員会が幼稚園教育職員の人事を所管しておりますので報告させていただきます。

特別区人事委員会は、平成29年10月11日、特別区職員の給与等について、各特別区の区議会及び区長に対して報告及び勧告を行いました。本年の勧告は、毎月の給与及びボーナスとともに、平成26年から4年連続の引き上げ改定の勧告となっております。

月例給につきましては、職員給与が民間給与を下回っている公民較差を解消するため、金額にして526円、率にして0.13%を給与表の引き上げを行い、原則として全ての級及び号給について給与月額を引き上げ、係長職以上について引き上げを強めております。

幼稚園教育職員についても、管理職である園長と副園長について、引き上げを強めております。

I類初任給及びⅢ類初任給については、国の状況等を踏まえまして、引き上げを行い、幼稚園教育職員の初任給についても、短大卒、大卒とも引き上げを行っております。

特別給につきましては、民間の支給状況を勘案して、区職員の年間支給月数を0.1月引き上げ、現行4.40月を4.50月としました。

支給月額の引き上げは、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとなります。

本年と昨年の勧告概要の比較を中段に表で示しております。

給与表は、平成29年4月1日に遡及して実施、特別給は改正条例の公布の日から実施します。

扶養手当の改正につきましては、配偶者に係る手当額を、ほかの扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引き上げとしております。

実施時期につきましては、平成30年4月1日、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施いたします。

今後の給与制度その他の主な報告は記載のとおりでございます。

なお、今後この給与勧告を受け、給与改定に向けて、区長会と職員団体、労働組合との間で給与改定交渉が行われ、その交渉結果を踏まえまして、区議会第4回定例会において給与条例の一部改正を提案する予定でございます。

報告は以上でございます。

坂田教育長

ありがとうございました。

人事委員会勧告の内容ということでございます。

何かご意見、ご質問はございますか。

(なし)

坂田教育長

では、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の状況、平成29年9月末日での内容ということでございます。指導課長より報告をお願いします。

指導課長

それでは、9月のいじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご報告申し上げます。

まず、いじめにつきましては、今月は新たないじめの案件の報告はございませんでした。

かわって、解消報告は、小学校4年生1件、5年生1件、中学1年生1件、合計3件報告がございました。

この3件のうち具体的な詳細の内容は伏せさせていただきますが、事例を申し上げますと、平成27年度より継続的に悪口を言われる等のいじめ被害を訴えておりまして、周りの児童に対し継続的に指導をした結果、悪口を言う児童より被害児童を励ます声かけをする児童がふえてまいりました。このいじめを、6月末に本人及び保護者に確認したところ、解消という確認をとりました。以後3カ月を経過しましたので、完全解消ということになってございます。

これで、今年度のいじめの認知件数は、小学校8件、中学校2件の合計10件、解消は、小学校2件、中学校1件の、先ほど申しましたように、3件となっております。

続きまして、不登校についての報告でございます。

今月は、新たに中学校・中等教育学校で、4月からの欠席日数が30日を超えたため、5件の報告が新たにございました。また、中学校・中等教育学校の1名の生徒が転出しておりますので、マイナス1となっております。

これにより、小学校では6件、中学校・中等教育学校では25件、合計31件の報告となっております。

ここに来て5件、かなり急激にふえておりますけれども、主な理由としましては、体調不良、家での生活の乱れ、学業不振、また家族との人間関係などが主な理由となっております。いじめや学校生活における人間関係による不登校というものは、今のところございませんが、いずれにいたしましても、家庭と連絡をとり、連携を図りながら、不登校解消に向けて各学校努力をしている状況でございます。

最後に、適応指導教室の利用者でございます。

今月は、体験入室だった中学3年生1名が正式入室となりました。また、中学校・中等教育学校3年生1名が転出ということで、プラスマイナス1で、現在、合計5名の在籍数となっております。

体験入室につきましては、小学校5年生が1名、学校に登校するようになり、現在、中学校1年生1名となっております。

報告は以上でございます。

坂田教育長

ありがとうございました。

何かご意見、ご感想がございましたら。

	金丸委員。
金 丸 委 員	ありがとうございます。本当に表が見やすくなって、説明を受けなくてもわかるような表になりました。本当に感謝いたします。
坂 田 教 育 長	ほかに何かございますか。 中川委員、いいですか。長崎委員もいいですか。
	(な し)
坂 田 教 育 長	そうしましたら、9月現在そういう状況であるということでございますので、今後も解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。 それでは、これでこの件については終わりにいたします。 中川委員、どうぞ。
中 川 委 員	不登校になっているお子さんは、結構家庭に連絡をしてもなかなかつかないとか、そういうことがあると思うのですが、その点は、その人数の中でどういうふうに把握していらっしゃるのでしょうか。
指 導 課 長	さまざまな状況がございまして、なかなか電話連絡では連絡がつかないときには、必要に応じて家庭訪問をします。全く連絡が保護者ともとれないとなりますと、命の危険なども心配されますので、そういった期間がないように教育委員会の指導とともに、個別に、そうしたような連絡がとれないときには、具体的に連絡は教育委員会のほうに、指導主事が副校長と連絡を取り合って、情報把握には努めている状況でございます。 その割合とか数については、まだ、今詳細はございませんが、適宜対応を行っております。
坂 田 教 育 長	自宅訪問もしているんですね。 よろしいですか。
中 川 委 員	はい。
坂 田 教 育 長	それでは、報告事項はこれで終了させていただきます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(11月5日号)掲載事項

坂 田 教 育 長	では、日程第3、その他に入ります。 子ども総務課長より報告をお願いします。
子ども総務課長	それでは、教育委員会行事予定表でございます。 本日、10月24日から来月11月30日までの教育委員会の行事予定につきまして、一覧表にしたものでございます。こちらのほう、お目通しをお願いいたします。 続きまして、広報千代田、11月5日掲載予定の記事の一覧でございます。 こちらにつきましては、子ども支援課、児童・家庭支援センター、区長部局の文化振興課、こういった各所管の事業の一覧について掲載予定でござい

ます。

また、生涯学習・スポーツ課、こちらの主なスポーツの事業、こちらにつきましても、11月5日掲載予定でございますので、ご参考までにお目通しをお願いいたします。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

ありがとうございました。

この秋というか、この時期は相当数多いという傾向があるということですか。

何かご意見がございましたら。

(なし)

坂田教育長

それでは、その他につきましても、特にないようでございますので。

では、教育委員の皆さんから何か情報提供がございましたら。

金丸委員

ございません。

坂田教育長

よろしいですか。

中川委員

では、1点だけ。先日、神田一橋中学の文化祭があつて、私は午前中しか出られなかったのですが、その中で、音楽家が訪問する事業「アーティスト・イン・スクール」でもって、ピアノとバイオリンの演奏をやってくださったのですが、それが、ステージ上の演奏というだけではなく、非常に工夫が凝らされていました。バイオリンや何かの説明の後に、みんなに親しみのある音楽をしてくださって、びっくりしました。神田一橋中が70周年ということで、ハッピー・バースデーをみんなで歌いましょうとって演奏してくれて、それだけかと思ったら、その後に校歌まで演奏してくださいました。プロというのはさすがだなと思いました。校歌のメロディーを完全に覚えて演奏してくださって。

そして、最後にまた、すばらしかったのは、チャルダウという人のジプシーの音楽ですけれども、2人で演奏しますとって、ピアノだけで始まったのですが、バイオリンの人はどうしちゃったのだろうと思ったら、客席におりてきて、みんなのところを回って演奏してくださった。そういう工夫がある音楽会ができたので、やっぱりアーティスト・イン・スクールの形でやるのはすごくいいのではないかなと思いました。

行事の中に、小学校6年生と中学1年生が、合同でもってオーケストラを鑑賞していますが、中学1年生は、小学6年で経験して、またすぐに1年後に聴くということで、中学1年生は他のことにしたい、という校長先生方のご意向もあるようです。やっぱり機会を捉えて、アーティスト・イン・スクールをやっていくということは、すごくいいかなというふうに思いました。

坂田教育長

ありがとうございます。

金丸委員

そういう意味では、池袋の芸術劇場で、全員を集めてというよりは、今、中川委員のおっしゃるように、各学校に音楽家を呼んできて、もっと近い関係でやったほうが、時間的な都合も学校に合わせてもらえるし、いいような気がします。

中 川 委 員	そうですね、目的をどうするかということがあると思いますが、小学生、6年生全員が集まるということは、それは意義のあることだとは思いますが、いろいろな形で音楽に接するやり方はあるわけだから、その辺も考えながら、一番効果的な音楽の教育をしていかれるといいかなというふうには思いました。
坂 田 教 育 長	ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。 ほかに情報提供は。 (な し)
坂 田 教 育 長	それでは、特にないようでございますから。 私のほうから1つ、事務的な話で恐縮でございますが。次回の教育委員会でございますが、都合によりまして、通常は第2火曜日、11月14日ということになりますけれども、都合によりまして、16日に変更させていただきたいと思います。16日の木曜日と。時間はこの時間でよろしいですかね。 (了承)
坂 田 教 育 長	では、次回は11月16日の木曜日に定例会を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、本日の教育委員会定例会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。